

MAIN CONTENTS

- 【鈴木登記塾】第1回:登記とは
- 【リスモン探検隊】ご利用事例 File 13:ケイミュー東住建株式会社
- 【トピックス】企業倒産・与信管理に関するアンケート調査結果の概要
- 【リスモンWatcher】～3ヶ月間のリスモンTopics～

Pick up!

組織変動情報
アラームメールの
配信を開始 → P.4下

～司法書士法人鈴木事務所の熱田司法書士による登記に関するコラム～

鈴木登記塾

第1回:登記とは

I 登記の制度

登記とは、取引に関係する重要な事項を広く公開することによって取引の安全を図ることを目的とした制度です。

具体的には、商業登記・法人登記は、取引の主体となる会社や各種法人の住所や事業内容、役員等の構成員などについて公開しています。

一方、不動産登記・債権譲渡登記・動産譲渡登記は、取引の対象となる物や権利の内容として権利者が誰なのか、またその権利について制限があるのかなどについて公開しています。

このように、登記とは、取引をしようとする相手方や取引の対象となる物や権利関係を明らかにすることで、不測の損害を防止し、取引が円滑に行われるようにするものです。

II 取引先調査のための登記事項証明書の活用

今回は、各種登記の中でもビジネスで特に重要になると思われる商業登記、不動産登記と債権譲渡登記・動産譲渡登記に関する登記事項証明書について説明します。

(1) 商業登記の登記事項証明書

まず、商業登記の登記事項証明書には、大きく以下3種類の証明書があります。

「現在事項証明書」… 現に効力を有する登記事項が記載されます。

「履歴事項証明書」… 現に効力を有する登記事項のほか、過去3年程度の変更の履歴が記載されます。

「閉鎖事項証明書」… 履歴事項証明書に記載されていない過去の履歴が記載されます。

取引先の会社の調査のために登記事項証明書を取得する場合、まずは、情報量が多い履歴事項証明書を取得します。さらに過去にさかのぼって調査をする必要があるときは、閉鎖事項証明書を取得するとよいでしょう。現在事項証明書は、情報が少なく調査といった観点からは向きです。

なお、解散して清算を終えた会社や、合併によって吸収されてしまった会社についての登記記録は閉鎖されますから、閉鎖事項証明書を取得して、確認することになります。

(2) 不動産登記の登記事項証明書

不動産の登記事項証明書も、大きく分けて以下の3種類の証明書があります。

「全部事項証明書」… 登記事項の全部が記載されます。

「現在事項証明書」… 現に効力を有する登記のみが記載されます。

「閉鎖事項証明書」… 建物を取り壊すなどして滅失登記がなされた物件について記載されます。

不動産登記の場合には、登記簿の閉鎖はかなり限定された場合にしか行われないため、基本的な調査の場合には全部事項証明書を取得することになります。

また、調査に際しては、共同担保目録の活用も有効です。共同担保目録とは、複数の不動産を対象として担保権を設定している場合に、その担保の対象不動産を一覧化したものです。共同担保になっている不動産は、同一人が所有している可能性が高いため、ある人が所有している不動産を調べるために用いることができます。共同担保目録は、登記事項証明書に付属するも

のですが、登記事項証明書を取得する際に、共同担保目録付のものがない旨を示す必要があります。

(3) 債権譲渡登記・動産譲渡登記の登記事項証明書

法人が有する動産や売掛債権を担保にして融資を受けている場合には、債権譲渡登記や動産譲渡登記を行っている可能性があります。この場合には、証明書の取得によって一定の情報を得ることができます。債権・動産譲渡登記には、以下の3種類の証明書があります。

「概要記録事項証明書」… 債権・動産譲渡をした旨、登記の年月日、譲受人などの情報が記載されます。

「登記事項概要証明書」… 概要記録事項証明書に記載の情報のほか、譲渡された債権の総額や、譲渡担保の日付などの情報が記載されます。

「登記事項証明書」… 上記2つの証明書に記載の事項のほか、譲渡担保に供された債権・動産を特定するための詳細な情報が記載されます。ただし、この証明書は、利害関係人だけが取得できません。

債権譲渡登記・動産譲渡登記の「登記事項証明書」は、上記のとおり、利害関係人しか取得することができませんが、その他の証明書でも、取引先の信用調査には有効な場合も少なくありません。なお、債権譲渡登記・動産譲渡登記が行われていない場合には、該当する登記がない旨の証明書を取得できますので、この点でも証明書を取得してみることは有効です。

III 登記事項証明書の取得方法

登記事項証明書は法務局に請求して取得します。どこに本店のある会社でも、どこに所在する不動産でも、原則として全国の各法務局で登記事項証明書を取得することができます。

ただし、債権譲渡登記・動産譲渡登記については特別で、概要記録事項証明書を除き、現時点では東京法務局中野出張所内にある債権登録課・動産登録課に請求することになります。

なお、登記簿のコンピュータ化に関する法改正が行われた結果、それまでの簿冊形式での登記は閉鎖され、新たにコンピュータ上で記録する登記になりました。登記事項証明書は、コンピュータ化前の内容について完全に反映されていませんので、かなり過去に遡って登記事項を調査する必要があるときは、コンピュータ化によって閉鎖された登記簿簿本を取得しなければなりません。ただし、コンピュータ化による閉鎖登記簿簿本は、その簿冊を管轄の法務局で物理的に保管している都合上、その管轄の法務局に請求しなければ取得できません。

【参考URL】

法務局ホームページで、法務局の管轄や所在地を調べたり、各種申請書式をダウンロードしたりすることができます。

<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/index.html>

熱田 久人(あつた ひさひと):プロフィール

司法書士法人鈴木事務所 アソシエイト。

中小企業から上場企業まで会社の登記を含む法務手続、法務コンサルティングを中心に手がける。

著書には「商業登記全書 第5巻 株式会社の機関」(中央経済社 共著)など。